

日吉津村農業委員会臨時総会議事録

1. 期 日 令和2年7月20日（月） 午後2時から午後3時15分

2. 場 所 日吉津村役場3階 議会議場

3. 出席者・・・10人

委員	生村 好実
	上野 秀雄
	川口 剛敏
	川原 邦建
	齋下 博三
	長谷 昭宏
	林原 美代子
	三嶋 真樹
	山崎 博
	山西 昇

村長	中田 達彦
----	-------

農業委員会事務局職員	事務局長	益田 英則
	主査	齋古 直樹

4. 欠席者 なし

5. 議事日程

- 1 村長あいさつ
- 1 臨時議長紹介
- 1 開会（開議）宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 会長の互選について
- 日程第 3 議席の決定について
- 日程第 4 会議録署名委員の指名について
- 日程第 5 会長職務代理者の互選について
- 日程第 6 各種審議会等の農業委員会選出委員の選任について
- 日程第 7 8月月例総会の予定について

6. 会議の概要

局長 皆様、ご起立願います。最初に互礼を行います。礼。ご着席願います。日吉津村農業委員会臨時総会開会にあたり、ただ今の出席者数は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき総会が成立することを宣言いたします。本日の総会は改選後初めての総会であり村長が招集しております。最初に中田村長よりご挨拶をいただきます。

村長

本日は農業委員会の臨時総会という事で、皆様方には大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど10名の農業委員の方に辞令を交付させていただきました。6名の委員の皆様方におかれては、前期に引き続きお勤めいただくということでございます。また、新たに生村委員様、川口委員様、林原委員様、山西委員様の4名の委員様にもご参加をいただきまして、これから農業委員会の業務を進めていただくということになってまいります。

皆様、ご案内のように農業委員会というのは、日吉津村の農地につきまして農地法に基づく売買や貸借、それから転用等に係る審査、それから荒廃農地対策、そして担い手への農地集積等、これからの日吉津村の農地・農業政策を進めていくうえで非常に重要な案件について審議していただくということになってまいります。本日より令和5年7月19日までの3年間の任期ということになります。皆様方におかれては大変お忙しいところをお集りいただき農地法に基づいた審議をいただいたり、あるいは現場にお出かけいただいて一緒に汗を流していただいたりと、ご協力を多々お願いするところがございますけれども、今後3年間日吉津村の農地・農業のためにどうかお力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

局長

日吉津村農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が会議の議長となる所がありますが、議長の職務を行われる方がいらっしゃいません。

地方自治法第107条の規定に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。」とあります。

そこで、この規定を準用し、会長が互選されるまでの間、年長委員さんに臨時に議長の職務を行っていただきます。

出席委員中、上野委員が年長者でありますので、議長席に移動をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席へ〕

局長

臨時議長が決まりましたので、ここで村長は退席されます。

臨時議長

ただいまご紹介いただきました上野であります。

地方自治法の規定により、しばらくの間、臨時に議長の職務を行いますので何とぞよろしくお願いいたします。

臨時議長

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、日吉津村農業委員会臨時総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付のとおりとします。

臨時議長

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

臨時議長

日程第2、これより会長の互選を行います。

これにつきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は委員が互選した者をもってあてる」と規定してあります。

互選とは、相互に選挙することですので投票が原則ですが、地方自治法第118条第2項の規定で「出席議員にご異議ない場合には、指名推選の方法によりことができる」とされています。したがって、投票と指名推選の2つの方法があります。指名推選について事務局に説明させます。

局長 指名推選について説明いたします。指名推選とは、特定の者を予め指名してその者を当選人と定めてよいか会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限り投票を用いないでその者を当選人とする方法でございます。指名推選の際の特定の者の指名方法として考えられる主な方法は立候補によるもの、推薦によるもの、選考委員の協議によるものが考えられるところであります。以上です。

臨時議長 互選の方法についてどのようにしたらよろしいか、ご意見はありませんか。

山崎委員 あまり聞き慣れない指名推選ということを知りましたが、投票と指名推選の2つがあるということですが、指名推選の方法についても先ほどの局長の説明では3つあるということですが、私個人的には、まず日吉津村農業委員会の会長職をやってやるという意欲のある方の候補者がおられたら、その候補者を皆さんの同意が得られたらですが、会長職に選んだらと思います。ただ、例えば立候補でございますので、1人ならそれでいいですが、複数の立候補者があった場合には、どうするかということになります。その時にはよく分かりませんが投票するとか、そういう方法も一つの案かなと思います。発言させてもらいました。

臨時議長 そういたしますと、立候補・推薦あるいは1名の場合はいいですけど、複数の場合は選挙ということしたいと思います。その他に意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

臨時議長 無いようですので、それでは指名推選の方法により選出することにご異議ありませんか。

〔発言する者なし〕

臨時議長 異議なしと認めます。

臨時議長 それでは、立候補または推薦はありませんか。

〔齋下委員挙手〕

臨時議長 齋下委員、立候補ですか。

齋下委員 前回、皆さん方の同意を得て、会長職をさせていただきました。皆さんの了解が得られるなら、引き続き会長職を3年間やっていきたいと思っております。

臨時議長 その他にありませんか。では、齋下委員のみの立候補ということでございますが、齋下委員を会長に選出することにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

臨時議長 異議なしと認め、齋下委員を会長に選任いたします。

臨時議長 ただ今、会長に決定されました齋下委員から会長承諾及び挨拶をお願いします。

齋下委員 立候補いたしまして、議長からありましたように皆さんの同意を得まして引き続き会長をさせていただくことになりました。今回農業委員 10 名、留任が 6 名と先ほど村長がおっしゃいましたように新たに 4 名の方が加わりましたが、皆さん方、日吉津の農業についてはよくご承知のことと思います。村長の方から法的なことがありましたが、私が一番気にしているのは日吉津の農業の継続・持続についてどう関わっていくかということが重要であります。農業委員会で全てができるものではありませんし、当然行政の協力・支援をいただき、お互いに協力しながらやっていかないと日吉津の農業は先が見えてこないというふうに思っております。新たな 3 年間の任期の中で、農業委員会と行政が一体となって 10 年・20 年後も今の農業の姿であったらいいなと思っておりますので、そういう方向で任期中、努力したいと思っております。ご協力方よろしくお願いいたします。

臨時議長 会長、議長席にお着き願います。以上で、臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。

議長 暫時休憩します。

〔休憩〕

議長 会議を開催いたします。

議長 日程第 3、議席の決定を行います。会議規則第 8 条の規定に、委員の議席は、あらかじめくじで決定するとあります。休憩中に行いましたくじの結果、委員の氏名とその議席番号を局長の方から朗読させますので、仮議席と本議席で移動のある方は移動をお願いいたします。

局長 本議席番号を朗読いたします。議席番号 1 番上野委員、2 番川口委員、3 番山崎委員、4 番三鴨委員、5 番齋下委員、6 番林原委員、7 番川原委員、8 番山西委員、9 番長谷委員、10 番生村委員、以上でございます。

議長 ただ今朗読いたしましたとおり議席を決定いたします。

議長 日程第 4、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 27 条の規定により、2 番川口委員・3 番山崎委員を指名いたします。

議長 日程第 5、会長職務代理者の互選を行います。投票と指名推選の 2 つの方法がありますが、互選の方法についてどのようにしたらよろしいか、ご意見はありませんか。

〔指名推選の声あり〕

議長 それでは、指名推選の方法により選出することにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

議長 それでは、立候補または推薦はありませんか。

山崎委員 前回に引き続き上野委員さんを推薦します。

議長 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

議長 無いようです。それでは上野委員のみの推薦ということですが、上野委員を会長職務代理に選出することにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

議長 異議なしと認め、上野委員を会長職務代理に選任いたします。

議長 ただいま、会長職務代理に決定されました上野委員から、会長職務代理承諾及び挨拶をお願いいたします。

職務代理 前回に引き続き、会長職務代理ということで任期中は会長を支え、職務に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ここで暫時休憩いたします。

〔休憩〕

議長 再開いたします。日程第 6、各種審議会等の農業委員会選出委員の選任を行います。休憩中に協議を行いました各種審議会等の農業委員会選出委員の選任の結果を事務局長から申し上げます。

局長 防除協議会につきましては山西委員・上野委員・川口委員。都市計画審議会につきましては川原委員、総合振興計画審議会につきましては三鴨委員。

地方創生推進会議は齋下会長。以上でございます。

議長 以上、局長の方から申し上げましたとおり決定いたします。

議長 日程第7、8月月例総会について事務局より説明をお願いします。

事務局 8月月例総会は8月11日(火)午後1時30分からという案でございます。

議長 8月の月例総会は8月11日(火)午後1時30分から行いますので、ご参集いただきますようお願いいたします。よろしいですね。

議長 以上で、本総会の会議に付議された議案は全て議了いたしました。これをもって、会議を閉じ、令和2年7月日吉津村農業委員会臨時総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午後3時15分